資料６

平塚市提案型協働事業制度の見直し（案）

１　提案型協働事業について

提案型協働事業については、市民活動団体等による公益的な活動を支援することを目的に「市民提案型（自由部門）」、「市民提案型（テーマ設定部門）」及び「行政提案型」の３つの制度を設けて、運用しているところです。

当提案制度が有する役割は、単独では解決できない課題や多様化する地域の課題の解決を目指すことです。加えて、協働事業終了後の事業継続性や市民活動団体の自力強化を支援することが挙げられます。

ついては、市民活動団体等の活動をより一層支援し、提案型協働事業の制度を通して市の課題を解決すべく、見直しを検討するものです。

２　部門の見直し　資料７

（１）市民提案型と行政提案型の一本化

●市民提案型（テーマ設定部門）は、平成２１年度から令和７年度までの実績が２件。

市民提案型（自由部門）の平成２１年度から令和７年度までの提案数については、６４件。

●従来は、「どの枠組みで応募すべきか分かりにくい」「区分によって手続きが異なり煩雑である」という課題があった。市民活動団体と行政のどちらからの提案であっても対応できる「（仮）みんなのまちづくり提案制度」（平塚市協働事業）として一本化したい。

（２）民間企業等の新たな参入の機会を創出

●民間企業等が有する様々な資源を活用した提案を募集することで、社会貢献や公益的な活動の新たな事業提案の可能性に期待ができる。

●協働事業を通して民間企業等が公益的な活動に参画することにより、市民活動団体及び市との連携継続につなげたい。

●企業と市民活動団体には、「（仮）協働事業パートナー認定証」を交付する。

３　協働事業審査会（中間ヒアリング）の実施方法の見直し

現行の提案制度では、新規事業の場合「新規提案説明会」「公開プレゼンテーション」「中間ヒアリング」「報告会」に市民活動団体、行政の双方に出席を依頼しているところです。

しかしながら、４回の会議へ出席することは市民活動団体、行政、双方の負担となっていることから「中間ヒアリング」の実施方法を見直します。

会議開催に代えて、進捗確認のための調書等により審査会に報告する運用に切り替えます。

（裏面へ続く）

４　行政職員に対する市民活動団体紹介　資料８

市が運用している職員向けポータルサイトで市民活動団体の紹介をします。定期的・継続的に市民活動団体の紹介を行うことで、市の職員が市民活動団体を知る機会を増やし、提案につながるきっかけを創出することを目指します。

また、市が取り組んでみたいと考えていることや市民活動団体・民間企業等の協力を得たいと考えていることを市民活動団体や民間企業等へオープンにする「情報バンク」の作成を検討しています。庁内で課題を募集し、外部へ発信します。発信の方法については市のホームページなどを活用する予定です。

「情報バンク」に寄せられた内容を基に、その課題の背景や市民活動団体・民間企業・行政の相利について意見交換をしながら、「どうだったらできるのか」を考えて内容をブラッシュアップしていく“対話の場”を適宜実施することで、協働事業提案も含めた実践手法の選択につなげていきます。

５　協働事業のきっかけとなる場づくりの定期開催（ひらつか市民活動センター）

今年度は、ひらつか市民活動センター協力のもと、これまでの提案型協働事業の成果を当事者間で振り返り、協働の意義や原点を共有する講座を設けました。

来年度以降もひらつか市民活動センターと協力し、市民と職員が協力してできることについて考える機会を創出していきたいと考えます。

その上で、次の時代に求められる仕組みや対話のあり方を考え、未来に向けた新たなスタートを切るきっかけとします。

以　上